

# 昭和61年社会生活基本調査【生活時間編】 分類一覧

## 個人に関する項目

- 1 男女の別
- 2 年齢階級
- 3 配偶関係
- 4 教育程度
- 5 入居時期
- 6 ふだんの就業状態
- 7 従業上の地位
- 8 社会経済分類
- 9 従業者規模
- 10 週間就業時間
- 11 週休制度
- 12 連続休暇の取得の有無・時期

## 世帯に関する項目

- 13 特定家族類型
- 14 夫・妻
- 15 男親・女親
- 16 15歳以上の子供（男）及び子供（女）
- 17 共働きか否か
- 18 子供の有無・通園の状況
- 19 65歳以上の親の有無及び就業状態

## 生活時間に関する項目

- 20 行動の種類
- 21 行動別時間階級

## 地域に関する項目

- 22 地域区分
- 23 調査区特性

個人に関する項目

:不詳を含む。

1 男女の別	(3区分) 総数 男 女		
2 年齢階級	(10区分) 総数 15～19歳 20～24歳 25～29歳 30～39歳 40～49歳 50～59歳 60～64歳 65～69歳 70歳以上	3 配偶関係	(4区分) 総数 有配偶 未婚 死別・離別
4 教育程度	(11区分) 総数 卒業者 小学・中学(卒業者) 高校・旧中(卒業者) 短大・高専・専門学校(卒業者) 大学・大学院(卒業者) 在学者 中学・高校(在学者) 短大・高専・専門学校(在学者) 大学・大学院(在学者) 未就学者	5 入居時期	(7区分) 総数 出生時から 昭和41年以前 昭和42年～51年 昭和52年～56年 昭和57年～60年 昭和61年
6 ふだんの就業状態	(9区分) 総数 有業者 主に仕事 家事などのかたわらに仕事 通学のかたわらに仕事 無業者 家事 通学 その他	7 従業上の地位	(7区分) 総数 雇用されている人 会社などの役員 雇人のある業主 雇人のない業主 家族従業者 家庭内の賃仕事  "有業者"が対象
8 社会経済分類	(20区分) 総数 農林漁業者 農林漁業雇用者 会社団体役員 商店主 工場主 サービス・その他の事業主 専門職業者 技術者 教員・宗教家 文筆家・芸術家・芸能家 管理職 事務職 販売人 技能者 労務作業 個人サービス人 保安職 内職者 分類不能  "有業者"が対象		

個人に関する項目（続き）

<p>9 従業者規模</p>	<p>(9区分) 総数 1～4人 5～29人 30～99人 100～299人 300～499人 500～999人 1000人以上 官公庁</p> <p>「有業者」が対象</p>	<p>10 週間就業時間</p>	<p>(10区分) 総数 35時間未満 15時間未満 15～34時間 35時間以上 35～42時間 43～48時間 49～59時間 60時間以上 きまっていない</p> <p>「有業者」が対象</p>	<p>11 週休制度</p>	<p>(9区分) 総数 週休2日 毎週 月3回 隔週・月2回 月1回 週休1日半 週休1日 きまっていない・その他</p> <p>「有業者」が対象</p>
<p>12 連続休暇の有取得・時期</p>	<p>(7区分) &lt;複数回答&gt; 総数 連続休暇をとった 年末年始 ゴールデンウィーク 夏季 その他の時期 連続休暇をとらなかった</p> <p>「有業者」が対象</p>				

世帯に関する項目

<p>13 特定家族類型</p>	<p>(8区分) 総数(夫婦のいる世帯) 夫婦のみの世帯 うち高齢者夫婦世帯 夫婦と子供の世帯 夫婦と両親の世帯 夫婦と片親の世帯 夫婦、子供と両親の世帯 夫婦、子供と片親の世帯</p> <p>(3A区分) 総数(母子世帯・父子世帯) 母子世帯 父子世帯</p>		<p>(7区分) 夫婦のみの世帯と夫婦と親の世帯 うち夫の年齢が28歳以下 うち夫の年齢が58歳以上 夫婦と子供の世帯と夫婦、子供と親の世帯 うち6歳未満の子供のいる世帯 うち末子が6～17歳の世帯 うち末子が18～26歳の世帯</p> <p>(3B区分) 単身世帯 うち65歳以上単身世帯 単身以外の世帯</p>	<p>(4区分) 総数(夫婦と子供のいる世帯) 夫婦と子供の世帯 夫婦、子供と両親の世帯 夫婦、子供と片親の世帯</p>
<p>8区分は「夫婦のいる世帯」が対象、4区分は「夫婦と子供のいる世帯」が対象、3A区分は「母子世帯」及び「父子世帯」が対象</p>				
<p>14 夫・妻</p>	<p>(2区分) 夫 妻</p> <p>「夫婦のいる世帯の夫」及び「夫婦のいる世帯の妻」が対象</p>	<p>15 男親・女親</p> <p>(2区分) 男親 女親</p> <p>「親のいる世帯の親」、「父子世帯の父」及び「母子世帯の母」が対象</p>	<p>16 15歳以上及び子供(男)</p> <p>(2区分) 15歳以上の子供(男) 15歳以上の子供(女)</p> <p>「子供のいる世帯の15歳以上の子供」、「父子世帯の15歳以上の子供」及び「母子世帯の15歳以上の子供」が対象</p>	
<p>17 共働きか否か</p>	<p>(4区分) 総数 夫が有業で妻も有業の世帯(共働き) 夫が有業で妻が無業の世帯 その他の世帯</p> <p>「夫婦のいる世帯の夫」及び「夫婦のいる世帯の妻」が対象</p>			

<p>18 子 供 の 有 無 ・ 通 園 の 状 況</p>	<p>(16区分) 総数 子供はいない 子供がいる 6歳未満の子供はいない 6歳未満の子供がいる 1人いる 保育所・幼稚園 在園していない 2人いる 2人とも保育所・幼稚園 1人だけ保育所・幼稚園 2人とも在園していない 3人以上いる 全員保育所・幼稚園 何人かが保育所・幼稚園 全員が在園していない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">       “夫婦のいる世帯の妻”及び“母子世帯の母”が対象     </div>	<p>19 65 歳 以 上 の 親 及 び 有 就 無 業 状 態</p>	<p>(9区分) 総数 世帯に65歳以上の親はいない 世帯に65歳以上の親が1人いる 有業 無業 世帯に65歳以上の親が2人いる 2人とも有業 1人が有業、1人が無業 2人とも無業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">       夫婦のいる世帯の夫*及び*夫婦のいる世帯の妻*が対象     </div>
---	---	--	---

生活時間に関する項目

<p>20 行 動 の 種 類</p>	<p>(22区分) 睡眠 身の回りの用事 食事 通勤・通学 仕事 学業 家事 育児 買い物 移動(通勤・通学を除く) テレビ・ラジオ 新聞・雑誌 休養・くつろぎ 学習・研究(学業以外) 趣味・娯楽 スポーツ 社会奉仕 交際・付き合い 受診・療養 その他 1次活動 2次活動 3次活動</p>	<p>21 行 動 別 時 間 階 級</p>	<p>(12区分) 総数 1時間未満 1時間台 2時間台 3時間台 4時間台 5時間台 6時間台 7時間台 8時間台 9時間台 10時間以上</p>
---	---	---	--

地域に関する項目

<p>22 地域区分</p>	<p>( 都道府県 ) 北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県</p> <p>( 14地域 ) 北海道 東北 関東 北陸 近畿 四国 九州 沖縄</p> <p>( 5 大都市圏 ) 札幌大都市圏 京浜大都市圏 中京大都市圏 京阪神大都市圏 北九州・福岡大都市圏</p> <p>( 8 区分 ) 中高層住宅地域 一般住宅地域 商店街・事務所等 中小工場地域 農家地域 漁家地域 旅館街 その他の地域</p>	<p>( 都道府県 ) 北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県</p> <p>( 14地域 ) 北海道 東北 1 2 陸海 1 2 陰陽 九州 州 縄</p> <p>( 都市階級 ) 人口 5 万以上の都市 大都市 中都市 小都市 A その他の地域 小都市 B 町村 A 町村 B</p>
<p>23 調査区特性</p>	<p>( 5 大都市圏 ) 札幌大都市圏 京浜大都市圏 中京大都市圏 京阪神大都市圏 北九州・福岡大都市圏</p> <p>( 8 区分 ) 中高層住宅地域 一般住宅地域 商店街・事務所等 中小工場地域 農家地域 漁家地域 旅館街 その他の地域</p>	<p>( 都市階級 ) 人口 5 万以上の都市 大都市 中都市 小都市 A その他の地域 小都市 B 町村 A 町村 B</p>

14地域は都道府県により以下のとおり区分している。  
北海道（北海道）  
東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）  
関東1（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）  
関東2（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県）  
北陸（新潟県、富山県、石川県、福井県）  
東海（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）  
近畿1（京都府、大阪府、兵庫県）  
近畿2（滋賀県、奈良県、和歌山県）  
山陰（鳥取県、島根県）  
山陽（岡山県、広島県、山口県）  
四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）  
北九州（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県）  
南九州（熊本県、宮崎県、鹿児島県）  
沖縄（沖縄県）

5 大都市圏は、昭和55年国勢調査の調査結果に基づき区分している。  
各大都市圏の中心市は以下のとおり。  
札幌大都市圏（札幌市）  
京浜大都市圏（東京都特別区部、横浜市、川崎市）  
中京大都市圏（名古屋市）  
京阪神大都市圏（京都市、大阪市、神戸市）  
北九州・福岡大都市圏（北九州市、福岡市）

昭和55年国勢調査の調査結果により以下のとおり区分している。  
大都市（人口30万以上の市）  
中都市（人口15万以上30万未満の市）  
小都市A（人口5万以上15万未満の市）  
小都市B（人口5万未満の市）  
町村A（地方生活圏の中心都市に隣接する町村）  
町村B（地方生活圏の中心都市に隣接しない町村）